

阿蘇カルデラツーリズム推進特区

都道府県名：

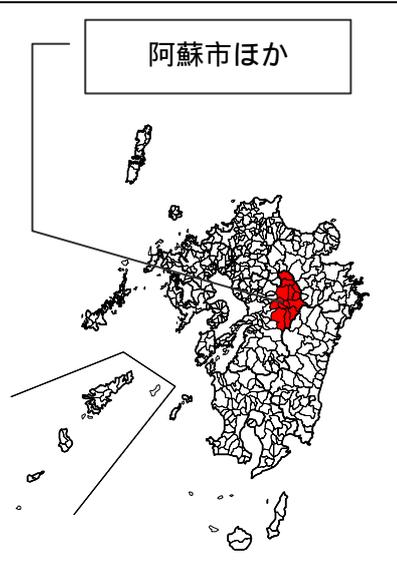
熊本県

申請主体名：

熊本県、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、山都町

区域の範囲：

阿蘇市並びに熊本県阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村の全域並びに上益城郡山都町の区域の一部（旧蘇陽町）



特区の概要：

世界最大級のカルデラを持つ阿蘇の雄大な自然、温泉などの観光資源、地元の特産品や食文化などを最大限に活用し、農業と観光の融合を図りながら豊かさや健康を感じられる観光地づくりを目指す。このため、市民農園の開設や農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和に関する特例を導入し、阿蘇市及び阿蘇郡の6町村、上益城郡山都町の旧蘇陽町の区域が連携して取り組んでいる「スローな阿蘇づくり」の実現に向け、観光客に阿蘇のすばらしい自然や景観をゆっくり体験してもらう取組みを促進する。

適用される規制の特例措置：

- ・ 農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和
- ・ 農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
- ・ 市民農園の開設者の範囲の拡大
- ・ 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認

